

日本国際秘書学会

Japan Association for International Secretarial Studies

JAISS日本国際秘書学会発行 2010.4.30



ごあいさつ

会長 北垣 日出子

新年度を迎え、会員の皆様には、お忙しいなかにも新しい計画に心を弾ませて日々をお過ごしのことと存じます。平素は学会活動推進のために一方ならぬご尽力をいただき、感謝申し上げます。

本学会では、設立以来毎年研究大会と通常総会を8月末に開催して参りましたが、大学のオープンキャンパスなどの夏休みの行事と重なり、やむなく参加を見送る会員が増えてきたことから、開催時期について理事会で検討した結果、本年度は11月8日(日)に、東京都中央区にある学校法人日本橋女学館で開催いたしました。秋季開催は、初めての試みだったので、参加者数が気になりましたが、予想以上に多くの方々にご参加くださり、安堵いたしました。大会参加者へのアンケート調査でも秋の開催に肯定的な回答が多く、今後は10月末か11月初旬に開催させていただくことにいたします。

昨年の総会で会則改定小委員会を設けることを提案しご承認いただいたことを受けて、兼子次生副会長を委員長に、鐘ヶ江弓子副会長、森山廣美常任委員、大津洋子会員に委員を委嘱し、会則改訂案を作成していただきました。今回の総会でご承認いただいた新会則は、学会運営の現実に照らし合わせ、より分かりやすく、より運用しやすい会則となっております。長い時間をかけて丁寧に検討作業を進めてくださいました小委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

研究大会では、4題の研究発表に続き、特別セッション「経営システムの変化と秘書—コーポレートガバナンスをキーワードに—」を開催いたしました。

基調講演につづきお二人の秘書の方に現場からの報告をしていただきました。コーポレートガバナンスにより役

員体制が大きく変わり、グローバル企業における秘書の役割と求められるスキルにも変化が生じているとの報告に、現場から学ぶことの意義を痛感いたしました。会員以外の参加者も多く、活発な質疑応答が繰り広げられ、成果の多い特別セッションとなりました。

大会運営のためにご準備いただいた北川宣子大会実行委員長をはじめ委員の皆様には心より感謝申し上げます。

学務多忙により学会活動、とくに支部活動をはじめとするグループ活動に支障が出てきておりますが、小さなグループで定期的集って情報交換することにより、さまざまな刺激を受けて新たな興味が湧き、教育・研究への意欲が高まってくるものです。昨年度より始めました高橋真知子会員主宰の「秘書事例研究会」に私も参加させていただいておりますが、一つひとつの事例について教職、秘書職相互の活発なディスカッションにより刺激的な学びの場となっており、回数を重ねるごとにグループ内のコミュニケーションが活発になり、毎月の会合が大きな楽しみとなっております。このような活動が次々誕生していくことにより、研究への糸口が広がり、成果につながっていくことでしょう。小さなグループを大切に活動に力を入れていくための予算措置も講じております。皆様の積極的なご参加に期待しております。

本年は理事改選の年です。会員各位のニーズに対応できる学会活動を維持発展させるためにも、皆様の周りの適任の方を理事候補者としてご推薦くださいますようお願い申し上げます。詳細についてはいずれ事務局よりご案内いたします。

会員諸氏のご活躍をお祈りいたします。



第18回研究大会・通常総会 開催される

2009年11月8日(日)、日本橋女学館(東京都中央区)において、第18回研究大会(北川宣子大会委員長)ならびに2009年度通常会員総会が開かれました。

午前10時、四之宮玲子総会司会の開会宣言で通常総会・研究大会が始まり、北垣日出子会長が今回から開催時期を変更した事情を説明、北川宣子大会実行委員長が開会のあいさつ(両内容別項)を行いました。

最初に総会議事に入り、前年度事業、決算案と新年度事業案、予算案を審議し、採決の結果、原案どおり承認されました。引き続き会則改正案について兼子次生副会長から提案説明があり、審議した結果一部文言の訂正を行って、ほぼ原案どおり可決(別項)されました。

11時30分から研究報告2題が口頭報告され、午後も研究報告2題が引き続き発表されました。休憩後、特別セッション「経営システムの変化と秘書—コーポレートガバナンスをキーワードに—」を開催しました。今大会の個人研究は、「秘書業務における相互行為」(司会青木正幸理事、報告伊勢坊綾会員)、「国際秘書(CBS)の軌跡と

今後の課題」(司会同、報告森田育代会員)、「読み聞かせデータから鑑みるコミュニケーション能力—秘書の資質との相関性—」(司会川口直子理事、報告平田祐子会員)、「上場企業の経営者学歴と起業動機—起業家を生み出すための教育—」(司会同、報告寺島雅隆会員)でした。

今回はシンポジウムを見直して、特別セッションとして位置づけ、テーマが「経営システムの変化と秘書—コーポレートガバナンスをキーワードに—」に設定されました。サブプライムローン問題以降、世界の経済が大変換へのうねりを高めており、企業統治という視点から大川幸弘日本生産性本部経営開発部長の基調講演に続き、依田健—ソニー秘書部統括部長、野尻晴美旭化成秘書室主任社長秘書から現場からの報告があり、参加者の質問を交えてセッションを展開しました。

午後6時から会場をベルモントホテルへ移し、シンポジウムの講師をまじえて、懇親会のひとときを楽しみました。研究大会の開催時期変更、新会則の成立により、新たな期待を込めて、新年度が始まりました。

第18回研究大会ごあいさつ



第18回研究大会実行委員長 北川宣子

今年の日本国際秘書学会第18回研究大会は11月8日(日)に開かれました。例年、8月末から9月初旬の土曜に行われてきましたが、昨今、大学では夏休みとは言え、学生募集のための行事が増え、多くの参加者を募ることが難しくなってきたという実情がありました。

そこで理事会でも検討していただき、本年度より11月に実施することとなりました。これによって例年通りに予定を組まれていらした方にはご不自由をおかけすることになったかもしれませんが、時期変更のお陰もあってか、大勢の方々にご参加いただくことができ、大変嬉しく思いました。しかしながら、その一方で準備が夏休みにかかってしまい、準備委員会の日程調整に多少、苦労しましたが、会長の北垣先生をはじめ、副会長の鐘ヶ江先生や事務局の島田先生ほか、複数の先生方に支えられ、無事、大会当日を迎えることができ、ほっとした次第です。今回の会場は江戸情緒にあふれた浅草橋での開催となり、遠方からお出での方々にも東京の下町の雰囲気を感じていただけたと思います。

今年の大会テーマである「経営システムの変化と秘書—コーポレートガバナンスをキーワードに—」は、一見、難しい内容のように感じられたかもしれませんが、新会社法の施

行による会社組織の変化、さらにグローバルな企業競争の中でいかに生き抜き、勝利をおさめる企業体制を築くかは、まさしく現代の企業が抱える課題と考えます。そのような時代に企業の中核である重要な地位で働く秘書にとっても、この変化に無縁の存在ではいられないのは言うまでもありません。この経営システムの変化が秘書に及ぼす影響、その中で秘書の意識やあり方に今回は焦点をあて、テーマを設定いたしました。例年のシンポジウムを特別セッションに形を少し変え、基調講演では、日本生産性本部経営開発部長の大川幸弘様に国内外におけるコーポレートガバナンスとその問題点についてお話いただいた後、ソニー株式会社の秘書部統括部長のお立場から依田健一様と、旭化成株式会社の秘書室主任であり、実際に社長秘書の責務を果たしていらっしゃる野尻晴美様から現場からの報告をしていただくことといたしました。

このような著しい変化の社会に出ていく若い人材を育てる立場の教員、そしてその社会の中で働く秘書の方々にとって、少しでも刺激になりましたら幸いです。



研究報告

報告Ⅰ 秘書業務における相互行為—秘書の感情経験—

報告者：伊勢坊 綾 会員
司会：青木 雅幸 (武蔵野学院大学)



本研究は、労働者の相互行為に焦点を当て、労働者の「感情」を考察する感情社会学の知見を導入して、秘書職の感情経験の一端を考察するものである。

秘書研究で秘書自身の感情に焦点が当たるとは少ないが、感情社会学の領域において、感情労働概念を中心とした研究で様々な職種の感情経験が明らかにされている。

このような動向を踏まえた秘書職経験者への調査から、自分はそう思っていない場合でもボスの考えに賛同する場合、秘書のミスではないが相手に謝罪しないといけない場合、焦りがある場合などに、感情管理が必要だと感じるという結果が得られ、秘書の感情管理には抑制という感情活動がみられることが明らかになった。これは、ボスとの権力関係の非対称性を要因に考えがちであるが、ボスの意見の伝達者としての秘書の立場や役割を理解した上での「抑制」と捉えるケー

スもあり、感情の抑制が労働者に否定的な影響を与えるという短絡的な結論に陥るわけでないことを示している。管理した感情の表出として、ふさわしい相槌を打つ、興味のある素振りをする、同調する、相手に謝罪する場合は心から申し訳ないと思っているように伝わるような謝罪の仕方を用いる、行動に落ち着きを持たせ、平静を装うというケースがあった。これらは、外見や表情で感情を表現する表層演技だが、表層演技の継続によって、実際にそのように感じるようになる深層演技につながるケースも報告された。結果、異なる状況にいる秘書たちが感情管理の必要性を感じる場面、感情管理、感情規則はある程度共通していることが、少ないサンプルからではあるが明らかになった。

今後は、感情規則の受容過程、感情労働の帰結、感情労働過程を明らかにしていくことを課題としたい。



報告Ⅱ 国際秘書 (CBS) の軌跡と今後の課題

報告者：森田 育代 (滋賀短期大学)
司会者：青木 雅幸 (武蔵野学院大学)



社団法人日本秘書協会が運営実施する CBS (国際秘書) 検定試験が 1979 年に初めて実施されてから 2009 年で 30 年を迎えたことを機に秘書実務能力資格試験の中でも難関と言われるこの試験の資格取得者に、アンケート調査を行った。資格取得後に、キャリア上でどのような変化又は影響があったか、その軌跡を探り、現在どのような課題に直面しているか、それにどのように対応しているか等を問い、実態を把握し、アンケート調査の結果から、それを分析、考察し彼等の今後の対応を検討する。

CBS とは Certified Bilingual Secretary の略であり、CBS (国際秘書) 検定試験に合格し、CBS 認定証を与えられた者の呼称である。この検定試験は「英語と日本語をコミュニケーションの手段として使いこなし、実務処理能力、人間性ともに優れ、上司の右腕として機能しうる秘書あるいはアシスタントを育成することを目的」としている。(日本秘書協会 HP より)

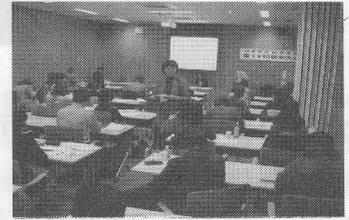
アンケート内容は：CBS 資格取得時の年齢、CBS 検定を受験した動機・目的、CBS 資格取得直後の外面的環境および内面的変化、CBS 資格取得後 (2 年以内) のキャリア上の変化、CBS 資格取得の是非、CBS 資格取得後に取った他の資格、学位などである。

更に CBS 資格取得者の今後の課題について考察した。IT 化時代になり、秘書を取り巻く環境は大きく変化してきた。昨今のリーマンショック後の世界的規模の不況がそれを加速させた。秘書業務の不変的な部分を果たすと共に、他方では秘書の枠にはまらず、新しい業務を開拓している姿が見受けられた。現在 CBS 秘書に限らず一般の秘書にも同様の課題が起こっている。人的物的環境の整備や向上が求められている。また管理能力を含めたオールマイティーな能力も求められている。

このような事態を認識し、自ら臨機応変に積極的に対応する秘書のみが、今後も上司の真の補佐役としての地位を確保してゆくと考察した。

報告Ⅲ 読み聞かせデータから鑑みるコミュニケーション能力 —秘書の資質と相関性—

報告者 平田 祐子 (高田短期大学)
司会者 川口 直子 (愛知学泉大学)



「読み聞かせ」という行為が読書に関する事項以外にコミュニケーション能力にも波及効果があるのではないかという仮説を立て、それが将来、秘書になる学生の「秘書の資質」にも影響を与えるものとして調査研究を行った。

乳幼児期から小学校年齢の子どもに対して読者が共に絵本を見ながら音読する行為を一般的に「読み聞かせ」というが、読み聞かせの現状調査や読み聞かせ効果（集中力を高めること、想像力や感受性を育てること、文字や言葉の習得や読書への導入にも繋がること）は先行研究でも立証されているが、「読み聞かせ」がコミュニケーション能力向上に繋がることは述べられていない。そこで、短期大学生が幼児期に「読み聞かせ」の体験があるか否か、他者から受けた体験時間数や冊数、読み聞かせ書物の種類によって、

コミュニケーション能力が変化したかを調べた。また、秘書（国際秘書）に必要な資質として「上司と社内外関係者とのパイプ役としてのコミュニケーション能力」（2008 北垣）が挙げられている。社内外（国内外）を問わず多義に亘る人間との意思疎通が必要とされる秘書（国際秘書）にとってもコミュニケーション能力は必須のものであり、その能力は知的発達が高くなる幼児期に培うことが理想であると仮定する。

仮説どおり、検証結果は高い値の相関係数を示していた。特にコミュニケーション能力に関しては、「傾聴行為」や「意見集約」や「相手の尊重」という対人コミュニケーションに不可欠となるスキルとの相関性が高く、将来、秘書職に就く者にとって幼児期の読み聞かせの必要性が判明した。

報告Ⅳ 上場企業経営者学歴と起業動機

報告者 寺島 雅幸 (愛知学泉短期大学)
司会者 川口 直子 (愛知学泉大学)



起業家を輩出するためにはどのような要素が必要なのかを明らかにするために、IPO (Initial Public Offering: 新規株式公開) した起業家の属性および動機の分析について発表を行った。

対象となる IPO 企業は、2006 年 1 月から 2009 年 8 月までの 3 年 8 ヶ月間に IPO を果たした 369 社であった。そのうち二代目や経営者として雇用された者を省いた結果、46.3%にあたる 171 名を扱った。

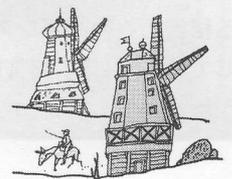
属性の分析結果として、起業家の平均像は大学卒の男性で、サービス業・情報通信の分野において、35 歳ほどで起業し、14 年ほどで IPO する経緯であった。

さて起業の動機であるが、最も多いのは起業家や企業

経営に触れる機会から自らも起業するという動機付けがもたらされていた。この結論から言えば、そういった機会を学校教育に取り込んでいくことは、起業家を生み出すためには重要なことであると考えられる。

今後の課題としては、どのような手法でその機会を教育現場に導入していくのかを理論化していくことが挙げられる。

今回の調査の中で、IPO した企業の従業員数の平均は 197 名であり、最少は 6 名、最大は 2793 名であった。このように上場する企業は従業員数が既存の大企業に比べて少人数であり、秘書の役割も変化をしていることが予想される。これも研究課題である。



特別セッション 経営システムの変化と秘書

— コーポレートガバナンスをキーワードに —

<基調講演>

「制度論を超えたコーポレートガバナンスを考える」

講師 大川幸弘氏 (財団法人日本生産性本部経営開発部長)



<現場からの報告>

報告Ⅰ: ソニー株式会社における経営システムの変化と秘書のあり方 依田健一氏 (ソニー株式会社秘書部統括部長)

報告Ⅱ: 「社長秘書の立場から考えるコーポレートガバナンス」 野尻晴美氏 (旭化成株式会社秘書室主任社長秘書)

コーディネーター 島田眞美

<基調講演>

「制度論を超えたコーポレートガバナンスを考える」

大川幸弘氏 (財団法人日本生産性本部参事経営開発部長)



昨秋コーポレートガバナンスについて興味深いトピックスがあった。某委員会等設置会社が定められたルールとは異質な方法で経営改革を行ったのだ。手続き論を超え、会社法上グレーな決定がなされたという意味で大げさに言えば歴史に残るケースである。私は会計学や法学からのアプローチではなく現場の視点から論じたい。

ガバナンスは「企業統治」と訳されるが絶対的な定義はない。ステークホルダーとの関係、特に株主とのかかわりや意思決定と監視の仕組み等を論じる場合に多用される。すなわち「会社はだれのものか、そのために何をどう行うか」といった経営そのものの議論である。私は「ステークホルダーを幸せにすること」と定義したい。したがって経営の時間軸や企業の存在意義をどうとらえるかが問われ、経営哲学がその本質となる。ステレオタイプの議論となるが、重視するステークホルダーによるガバナンスは大きく異なる。株主重視の経営は株主に責任を持つことが重要であり、よい経営かどうかは投資先としての企業評価にある。

したがって株主の意向が反映する仕組となる。取締役は株主の利益を守る事業を行っているかどうかのチェックが仕事であり、重要なのは説明責任や情報公開等である。一方、従業員重視の経営は雇用が維持・拡大されていればよい経営で、その仕組は従業員の意見が反映されるものとなる。内部昇進や情報共有、中長期的取り組み、改善中心の経営となる。どちらがよいかを論じる意味はないが、その企業のガバナンスを考える際には重要な意思決定であ

る。違いの本質は「人間観と風土」にあると考える。人を疑うのか、信じるのか。

また現在、グローバリゼーションは最重要経営課題である。本質は集権・一律ではなく、分権・多様化であり、規制強化のし過ぎや安易なグローバルスタンダード論は危険であり、「仕組み」絶対の経営は将来に大きな禍根を残す。ガバナンスを考える際に重要なことは企業現場における「現実」を理解することだ。仕組みより仕事の仕方を十分に吟味すべきである。存在意義の議論こそ、多く・深く行われるべきである。

キーワードはステークホルダーとの「信頼」であり、企業はステークホルダーから生かされているという発想だ。何がよいガバナンスかは企業が生む価値を重視するステークホルダーの判断に委ねることである。そのためには価値をつくるのはだれかという視点が重要であり、株価や売上・利益といった結果系だけに偏る経営は危うい。プロセスこそ経営のポイントである。

さらに「ソト」の論理こそ意思決定基準であるべきだ。時間軸も経済性・効率偏重型・短期思考ではなく社会性・効果を考慮した中長期で企業をソーシャルキャピタルとしてとらえることが必要だ。また人間は本質的に弱いという「性弱説」に立った経営も不可欠である。正当化基準をつくり、示すのはトップしかできない。どんな価値の経営を行うかによりガバナンスの質も大きく変わり、経営革新も図られると信じている。

<現場からの報告>

報告 I

「ソニー株式会社における経営システムの変化と秘書のあり方」

依田健一氏（ソニー株式会社秘書部統括部長）



I. 秘書をめぐる環境の変化とその影響

(1) 経営システムやコーポレートガバナンスの変化

① 役員体制の変革

・1997年 執行役員制度の導入

38名の取締役から、7名の取締役・27名の執行役員・3名の社外取締役に。

取締役の人数が減少し、各役員はより現場に近い立場となる。

⇒多くの秘書の人事権が秘書部から各々の現場に移管される。

・2003年 委員会等設置会社の導入

現在は3名の取締役と12名の社外取締役となり、社内と社外の人数比が逆転。

⇒社外取締役は来社頻度が限られていることもあり、社外取締役秘書は秘書部内でスタッフ業務と兼務する者が数名在籍するようになる。

・2006年 顧問制度の廃止

当時の顧問数は45名。制度廃止後、引退役員は「社友」となり、毎日出社するという勤務形態はなくなる。

⇒パーソナルな形で長年添い遂げる秘書から、ジョブローテーションの一環として秘書業務を行える人材が必要となる。

②外国人の取締役、役員の人数増加（現在は取締役に4名、役員に2名）

⇒高い英語能力を持つ（帰国子女、またはそれに匹敵するレベル）秘書が必要。

③事業分野の広がり

事業分野拡大によりグループ会社も増加。役員を担当範囲や担当領域のローテーションの幅が広がっている。

⇒役員の変動に伴い秘書も部署や会社を異動・出向するため、風土、習慣、取引先の異なる職場に対応出来る柔軟性・フレキシビリティが不可欠。

(2) 通信手段等インフラの変化

業務の中心であったコミュニケーションの取次ぎ・スケジュール管理を、役員本人が行えるようになってきている。オンライン上の Outlook による予定管理、持ち歩けるノートブックパソコンや多機能型携帯の普及、メールやチャットの台頭などが理由として挙げられる。

⇒秘書を飛び越したコミュニケーションが増加し、秘書を通さずとも仕事が進む形態になってきている現実がある。

<現場からの報告>

報告 II

「社長秘書の立場から考えるコーポレートガバナンス」

野尻晴美氏（旭化成株式会社秘書室主任社長秘書）



旭化成グループは、旭化成を持株会社として、1つの持株会社と9つの事業会社で成り立っています。分社・持株会社制のもと、企業価値向上と収益拡大を図り、経営全体の迅速性と透明性を高めるため、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

この背景には、多角化が進むグループの事業とビジネスモデルの多様化に対応し、みずからの事業競争力・収益力に根差した事業展開の必要性を追究し、多角化企業に相応するグループ最適経営体制を模索したこと等があります。

このような体制に移行したことで、経営トップは、スピード経営・自主自立経営を目指し、権限委譲による迅

速な意思決定と実行を図り、執行と監督の分離を追求しました。

そういう環境でトップの秘書に求められるものは、適切で迅速な判断力・的確な情報収集力・信頼ある確実な行動力等はもちろんですが、今後はさらに倫理に則った対応が必要ですし、日々変化する状況下での優先順位の決め方やバランス感覚等、ますます柔軟な対応が求められます。秘書の対応一つが重要な KEY になる場合があります。経営トップに最適なタイミングで、最良の情報とスタッフを最短時間でコーディネートするということが必要になってくるのです。

2009(平成 21)年度 通常会員総会 議事録

1. 日 時 2009 (平成 21) 年 11 月 8 日 (日) 午前 10:00～11:15
2. 場 所 学校法人日本橋女学館 (日本橋女学館中学校・高等学校)
3. 議 案 <報告事項>
 - 1) 会員の状況について<決議事項>
 - 1) 2008 (平成 20) 年度事業報告ならびに収支決算報告について
 - 2) 2009 (平成 21) 年度事業計画ならびに収支予算について
 - 3) 監事辞任とそれに伴う新監事選任について
 - 4) 会則改正
 - 5) その他
4. 成立要件 出席者 26 名, 委任状 44 名 計 70 名
※会則第 14 条 5 項
5. 議 長 会長 北垣日出子
※会則第 14 条 6 項

開 会

定刻になり、北垣日出子会長のあいさつに引き続き、議長の選出が行われた。会則第 14 条 6 項に基づき、議長を北垣会長が務めることが承認された。議長より、本日の出席者数 (会場への出席者と委任状の合計数) が会員数の過半数であり、会則第 14 条 5 項の成立要件を満たしていることの報告があった。以上確認のうえ、議長が 2009 (平成 21) 年度通常会員総会の開会を宣言した。

報告事項

1. 会員の状況について

会員管理担当森山廣美理事から 2008 年度の会員動向について報告があった。詳細は、以下のとおり。

1) 会員数

会員の種類	2008 年度通常総会時	2009 年度通常総会時
名誉会員	7 名	6 名
個人会員	94 名	97 名
グループ登録会員	(1 グループ) 3 名	(1 グループ) 3 名
賛助会員	(1 グループ) 3 名	(1 グループ) 3 名
会員総数	107 名	109 名

2) 入退会等の状況

▶入会者：個人 6 名……伊藤規子, 江原かす美, 清水たま子, 周道亜矢子, 道添栄一, 森久子

▶退会者：個人 5 名……大石雄子, 島村東世子, 内藤以佐美, 平井每美, 見館好隆

引き続き、以下の議案に関する説明、ならびに決議が行われた。

決議事項

議案1 2008(平成20)年度事業報告ならびに収支決算について

1) 2008(平成20)年度事業報告

兼子次生副会長より2008(平成20)年度の事業報告がなされた。特記事項は、以下のとおりである(資料1-1参照のこと)。

第17回研究大会の開催のほか、新規事業の文献研究プロジェクト、秘書事例研究プロジェクトが始動した。また、会則改正小委員会が精力的に活動し、今総会において改正案を提出する運びとなった。

続いて、寺村絵里子会員より文献研究プロジェクト、高橋真知子会員より事例研究会の活動報告がなされた(資料1-2、1-3参照のこと)。

2) 2008(平成20)年度収支決算報告

会計担当鐘ヶ江弓子副会長が病欠欠席のため、本部事務局担当島田眞美会員より2008(平成20)年度本部会計ならびに各支部、第17回研究大会の収支決算報告があった。特に前年度予算からの大幅な支出増について、以下のとおり説明がなされた(資料2-1~2-4を参照のこと)。

- ・通信費の増加は、昨年度の総会通知を2度行ったためである。
- ・広報活動費は、ホームページ管理費の支払が2009年度に持ち越されたため、予算より少なくなっている。
- ・交通費の支出は、理事会開催のための理事の交通費負担分である。
- ・西日本支部は、予定していた支部会が新型インフルエンザの流行の影響を受けて延期になったため、2008年度の支部活動に係る支出は執行されなかった。
- ・東日本支部は、中部地区のワークショップでの支出のみであった。

3) 会計監査報告

会計監査椿ますみ監事より会計監査の経緯について以下のように報告があった(資料3-1~3-4)。

- ・9月4日、東京にて会計監査を行った。
- ・収支報告書の金額には間違いがない適切に処理されていた。

議長から、2008(平成20)年度事業報告ならびに収支決算報告についての承認を求めたところ、満場一致で承認された。

議案2 2009(平成21)年度事業計画ならびに収支予算について

1) 2009(平成21)年度事業計画案

兼子副会長より本年度の事業計画が提案された(資料4参照)。以下のような趣旨説明が行われた。

- ・研究年報の発行が9月にずれ込んだが、本年度は、予定どおり5月に発行する。
- ・研究大会を11月に行ってみたが、来年の日程について会員の意見、希望を聞きたい。

2) 2009(平成21)年度収支予算案

引き続き兼子副会長より2009(平成21)年度収支予算案が示され、従来との変更点について以下のように説明があった。

- ・会費振込の手数料を会員負担としたい。
- ・昨年度支部活動費がほとんど未使用であったため、予算計上していなかったが、予算計上する方が望ましいとの意見が出たため、修正を加えることとした(資料5参照)。

議案3 監事辞任に伴う新監事選任について

北垣会長より監事辞任に伴う新監事選任についての経緯が以下のとおり説明された。

- ・前川昌子監事から会長へ、一身上の都合により、本年8月辞任の意向の申し出があり、辞任届が提出された。
- ・本来ならば選挙管理委員会を設立し、選挙による新監事選出を行わなければならないところではあったが、会計監査を控えて時間的余裕がなく、理事会で審議し、四之宮玲子会員を新監事に任命した。

経過説明を踏まえ、改めて本総会にて四之宮新監事選任の承認を得たところ、満場一致で承認された。

議案4 会則改正について

兼子副会長から会則改正委員会の活動と答申が理事会に行われた経緯とそれに基づく学会会則改正案の説明が行われた。北垣会長から小委員会へへの諮問事項は、(1)総会/研究大会の開催時期の幅を広くすること、(2)会費滞納者に対する処分規定、(3)役員解任・除籍・除名処分の規定であった。兼子副会長を委員長に、森山廣美常任理事、大津洋子会員とサイバー会議を含めて15回にわたる審議を行った結果、総会開催時期は規定条文がないことを確認、今11月開催については合法的であることが説明された。

小委員会からの答申は、(1)「事務局、会員の種別、会員の権利、会員資格の喪失、会員の解任、Web会議による議決」に関する規定の追加、(2)「支部会及び分科会」に関する規定の追加、(3)「除名」に関する規定の追加、(4)その他、条項改正に伴う条項番号及び字句の整理、であった。

答申に基づく会則改正の主要点は、(1)支部会、分科会を明文化する、(2)事務局の設置場所についての規定、(3)会員種別を規定し、正会員は「秘書学及び秘書学関連専門領域の研究、教育、実践に従事する個人」とし、学生会員は「秘書学及び秘書学関連専門領域に在籍する大学院生、またはそれに準じる研究機関の学生」とし、グループ会員は「秘書実務に従事する2名ないし3名のグループに属する者」とし、賛助会員は「本会を賛助する法人とするほか、名誉会員を本会に多大の貢献があった者で、総会において名誉会員として認められた者」と明文化する。(4)会員の権利を総括的に規定し、正会員は「研究発表の権利、諸活動に参加する権利、ニューズレター、研究年報の配布を受ける権利、投票で決める意味の票決権を与えられる権利、役員への被選挙権、また学生会員には研究発表、活動への参加、ニューズレター、研究年報の配布を受けることが可能」であり、さらにグループ会員には「研究大会での発表、事業活動への参加、ニューズレター、研究年報の配布のほか、グループで1票だけ議案に対する可否を意思表示して決める意味の表決権が与えられる」こと、賛助会員には「活動への参加とニューズレター、研究年報の配布を受ける権利が規定され、名誉会員には正会員と同様の権利を認めるが年会費が免除される権利」が明記される。(5)手続き規定は内規へ移行、入退会手続きは会則から削除される。会費額については総会で決定するものを内規に記載することとする。

(6)新たに設けるのは、資格の喪失の規定である。その要件を、①3年間連続して会費を滞納、②会員の死亡確認、失踪宣言があったとき、③除名されたときとする。除名は総会の議決を得て行うことができるとし、その要件を、①本会会員としての義務違反、②本会の名誉を傷つける行為、③本会の目的に反する行為とする。

(7)役員規程では常任理事を追加、人数を若干名とし、新たに支部長を役員に加える。(8)役員を選任規定を修正し、理事及び監事、支部長の選任方法を規定する。(9)役員解任規定を新設し、役員が職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があったとき理事会が解任できることとする。

(10)総会の開催時期を理事会で定めることと明記する。(11)本会の規模、実情に照らして総会議事録の署名人を減員し、1名の署名捺印で可能とする。(12)総会における議決要件として社会的実態に合わせて委任状提出を反映させる根拠となる規定を加える。(13)理事会の審議事項に、①名誉会員の承認②実態として行われているWeb会議を加える。(14)支部会、分科会の規定を新設する、である。

会則改正案の説明を受けて審議が行われ、会員資格の喪失要件の表現を提案の「2 以下の事由によって会員の資格を喪失する。」を「2 以下の事由が生じたときには会員の資格を喪失する。」と修正する意見が提出された。会員資格喪失規定の表現修正を入れた再提案が行われ、一括採決の結果、賛成多数で可決された。新会則の効力は即日発生した。

新会則のほか、それに伴う新内規は理事会の議決を経て成立する予定で、正式決定次第会員へ告知される。(予定ではニューズレター第23号)

閉 会

議長が、11時15分、閉会を宣言し、散会した。
上記のとおり相違ありません。 以上

2009年11月23日 議事録署名人：

会長（議長）	北垣日出子 ㊟
副会長	兼子 次生 ㊟
副会長	鐘ヶ江弓子 ㊟

資料1-1 2008(平成20)年度事業報告

1. 事業年度

2008(平成20)年6月1日～2009(平成21)年5月31日

2. 事業概要

2008(平成20)年8月23日 第17回研究大会開催
大会開催担当支部:西日本支部 大会委員長:兼子次生
2008(平成20)年11月 ニュースレターNo.22 発行

3. 支部会・ワークショップ

東日本支部(中部地区) 1回開催
西日本支部 未開催

4. 分科会

文献研究プロジェクト 2回開催
事例研究プロジェクト 1回開催

5. 役員会

理事会 10回開催(含サイバー会議)

6. 各種委員会

第18回研究大会準備委員会 2回開催
会則改訂小委員会 15回開催(含サイバー会議)

資料1-2 文献研究プロジェクト」活動状況の報告

(主宰 西澤 眞紀子)

1. 発足趣旨

秘書に関する主要文献を古典から最近の話題書まで系統的に読み解き、秘書研究の進展に寄与すること。成果を解題集として刊行することを目標にしている。

2. 参加者

伊勢坊 綾, 加藤 晴美, 金子 章子, 北垣 日出子, 笹瀬 佐代子, 西澤 眞紀子, 寺村 絵里子, 前川 昌子, 松浦 尚子, 森山 廣美(10名)

3. 開催記録

2007年度(2008年2月18日)に発足以来、2008年7月まで4回の研究会を重ねてきた。2008年度の活動は次のとおりである。

2008年6月(神戸) Secretaries Talk,(R. Pringle, 1988)の輪読

2008年7月(東京) 同上

なお、以後、会員の日程調整が困難なため、現在は休会中である。

4. 今後の方針

2009年度内の再開をめざしている。今年度の開催予定回数は未定。

以上

資料1-3 秘書事例研究会 発足趣意書

(主宰 高橋 眞知子)

1. 目的

昨今の急激な経済環境の変化とITC環境の変化にともない、ビジネス現場はめまぐるしく日々変化している。しかも厳しい経済環境下では、かつてのような教育・研修を受ける機会が激減している。現場の秘書は日々の業務に追われ、その能力向上の機会を自らの「個人的な経験」の中でしか見出しにくい状況にある。

一方、これからの秘書を目指す人材を育成していかなければならない教育現場では、体系づけられた知識を持つ教員といえども、自らの知識・経験を基に指導していくことが難しい時代になってきている。教員にとって最も必要なのは「今」のビジネス現場情報であり、それを基にした教材である。

そこで、ビジネス現場で活躍する現役秘書の方々と教員が共同して秘書事例研究を行い、秘書業務の実際を広い視野から見直し、理解を深め、体系づけた形で知の蓄積を構築することは、秘書業務に携わる方々や、これからの秘書教育に最も必要なことであると考え、研究会を発足させる。

2. 活動内容

(1) 秘書事例研究会 会員

現役の秘書と秘書教育に携わる者を会員として、共同して秘書事例研究会を開催する。

(2) 活動

- ①定期的に集合し、情報交換・意見交換を行ない進め、研究成果を社会に発信していく。
- ②現役秘書の方々に、秘書業務の実際の中から、成功・失敗・困難であったことなどを列挙していただき、研究会会員によって改めてその事象を見直し、その対応を議論することによって、より適切な秘書業務のあり方を考察していく。
- ③日常的な会員間の連絡はeメールおよび電話等を中心に進める。
- ④研究成果は、日本国際秘書学会で随時活動報告し、成果を教材として制作、活用する。

3. 活動中間報告

(1) 参加者 8名(50音順 敬称略)

主宰: 高橋眞知子

参加者: 伊勢坊綾, 伊藤規子, 江原かす美, 北垣日出子, 周藤亜矢子, 西村この実, 野尻晴美

(2) 活動内容

- ・原則的に、月1回の研究会を開催している。
- ・参加者は、研究会開催日前にテーマに合わせた事例をeメールで全員へ配信する。研究会当日、提案者は詳細説明を行い、それに対して参加者全員で意見交換を行ない、幅広い視点から検討を加えている。
- ・後日、研究会の内容を参加者にeメールで配信し、報告している。

4. 活動経過

- 第1回 2009年5月24日 日本橋エスペレッサ・イリー
発足活動 計画活動内容の説明
- 第2回 2009年6月18日 日本秘書協会セミナー室 事
例発表と 意見交換 (全領域)
- 第3回 2009年7月23日 日本秘書協会セミナー室 事
例発表と 意見交換 (危機管理・セレモニー・秘
書と人間関係)
- 第4回 2009年8月23日 東京ウィメンズプラザ 事例
発表と意見交換 (異文化理解・接待)
- 第5回 2009年9月24日 南部労政会館 事例発表と意
見交換 (出張・スケジュール管理・異文化理解)

- 第6回 2009年11月24日 予定 南部労政会館
事例発表と意見交換 (文書作成・管理・その他)
- 第7回 2009年12月22日 予定

5. 今後の活動

今後数回、研究事例をテーマごとに集め、リアルタイムで行われている秘書業務の実際をまとめていく。また、最終的には、秘書学を学ぶ学生や秘書を目指す社会人の学習書として、あるいは現役秘書の秘書業務をサポートするような書籍として、研究成果を報告できることを目指す。

以上

資料2-1

2008(平成20年)年度一般会計収支決算書
(2008年6月1日から2009年5月31日)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	512,036	研究年報発行費	342,060
会員年会費	687,500	(印刷費)	222,967
(個人会員 [含過年度分])	644,000	(諸経費)	75,877
(学生会員)	13,500	(郵送費)	43,217
(グループ会員)	10,000	(値引き)	-1
(賛助会員)	20,000	印刷費	26,250
文献プロジェクト会議		通信費	62,611
参加費	2,500	広報活動費	27,720
雑収入	1,000	消耗品費	1,980
預貯金利息	297	会議会合費	3,000
		旅費交通費	13,760
		手数料	10,705
		雑費	450
		研究大会補助	95,535
		支部委託金	100,000
		次年度繰越金	519,262
		(銀行預金)	102,063
		(郵便振替)	312,192
		(現金)	105,007
	1,203,333		1,203,333

単位：円

注) 第17回研究大会会計報告、各支部会計報告は含まれていない。

資料2-2

2008 年度東日本支部運営資金収支報告書
(2008年6月1日～2009年5月31日)

収入の部		支出の部	
今年度支部運営費	50,000	ワークショップ	12,704
ワークショップ参加費	7,500	通信費	800
		翌年度繰越金	43,996
合計	57,500	合計	57,500

資料2-3

西日本支部収支報告
(2008年6月1日～2009年5月31日)

収入		支出	
前年度繰越金	95,519	JAISS 本部への返金	95,519
今年度支部運営費	50,000	翌年度繰越金	50,075
預貯金利子	75		
合計	¥145,594	合計	¥145,594

資料2-4

第17回研究大会 収支報告書
(2008年8月23日)

収入の部		支出の部	
仮受金	150,000	仮受金返済	150,000
大会会費	114,000	会議・会合費	248,326
会員 3000×30=90000		講師謝礼	70,000
非会員 4000×4=16000		印刷費	36,540
非会員 (シンポジウム)		通信費	32,924
2000×3=6000		交通費	10,690
非会員 (学生) 2000×1=2000		消耗品費	1,350
昼食代	31,200	手数料等	905
懇親会費	120,000		
大会賛助金	10,000		
寄付金	30,000		
研究大会補助金	95,535		
合計	550,735	合計	550,735

2008（平成20）年度一般会計収支決算書

（2008年6月1日から2009年5月31日）

単位：円

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	512,036	研究年報発行費	342,060
会員年会費	687,500	（印刷費）	222,967
（個人会員〔含過年度分〕）	644,000	（諸経費）	75,877
（学生会員）	13,500	（郵送費）	43,217
（グループ会員）	10,000	（値引き）	-1
（賛助会員）	20,000	印刷費	26,250
文献プロジェクト		通信費	62,611
参加費	2,500	広報活動費	27,720
雑収入	1,000	消耗品費	1,980
預貯金利息	297	会議会合費	3,000
		旅費交通費	13,760
		手数料	10,705
		雑費	450
		研究大会補助	95,535
		支部委託金	100,000
		次年度繰越金	519,262
		（銀行預金）	102,063
		（郵便振替）	312,192
		（現金）	105,007
	1,203,333		1,203,333

注）第17回研究大会会計報告、各支部会計報告は含まれていない。

監査報告

私どもは、日本国際秘書学会の2008（平成20）年6月1日から2009（平成21）年5月31日までの期間の関係帳票および会計書類を監査した結果、上記収支決算書が正確であることを認めます。

2009年9月4日

監事 椿 ますみ



監事 四之宮 玲子



資料3-2

2008 (平成20) 年度特別会計収支決算書
 < 東日本支部運営資金収支報告 >

収入の部		支出の部	
今年度支部運営費	50,000	ワークショップ	12,704
ワークショップ参加費	7,500	通信費	800
		翌年度繰越金	43,996
合計	57,500	合計	57,500

監査報告

私どもは、日本国際秘書学会の2008 (平成20) 年度特別会計 (東日本支部運営資金収支報告) の会計関係帳票および会計書類を監査した結果、上記収支決算書は正確であることを認めます。

2009年9月4日

監事 椿 ますみ



監事 四之宮 玲子



資料3-3

2008 (平成20) 年度特別会計収支決算書
 < 西日本支部運営資金収支報告 >

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	95,519	JAISS 本部への返金	95,519
今年度支部運営費	50,000		
預貯金利息	75	翌年度繰越金	50,075
合計	145,594	合計	145,594

監査報告

私どもは、日本国際秘書学会の2008 (平成20) 年度特別会計 (西日本支部運営資金収支報告) の会計関係帳票および会計書類を監査した結果、上記収支決算書は正確であることを認めます。

2009年9月4日

監事 椿 ますみ



監事 四之宮 玲子



資料3-4

収入の部		支出の部	
仮受金	150,000	仮受金返済	150,000
大会会費	114,000	会議・会合費	248,326
会員 3000 × 30 = 90000		講師謝礼	70,000
非会員 4000 × 4 = 16000		印刷費	38,540
非会員 (シンポジウム) 2000 × 3 = 6000		通信費	32,924
非会員 (学生) 2000 × 1 = 2000		交通費	10,690
昼食代	31,200	消耗品費	1,350
懇親会費	120,000	手数料等	905
大会賛助金	10,000		
寄付金	30,000		
研究大会補助金	95,535		
合計	¥550,735	合計	¥550,735

監査報告

私どもは、日本国際秘書学会の2008 (平成20) 年度特別会計 (第17回研究大会収支報告) の会計関係帳票および会計書類を監査した結果、上記収支決算書は正確であることを認めます。

2009年9月4日

監事 椿 ますみ



監事 四之宮 玲子



資料 4

2009(平成 21)年度事業計画(案)

事業年度(2009(平成 21)年 6 月 1 日～2010(平成 22)年 5 月 31 日)

1. 事業概要

2009(平成 21)年 9 月 研究年報第 16 号発行
 2009(平成 21)年 11 月 8 日 第 18 回研究大会開催
 大会開催担当：東日本支部 大会委員長：北川宣子
 2010(平成 22)年 1 月 ニュースレターNo.23 発行
 2010(平成 22)年 5 月 研究年報第 17 号発行

2. 支部会・ワークショップ

各支部 各 2 回程度開催

3. 分科会

文献研究プロジェクト 未定
 事例研究プロジェクト 6 回開催

4. 役員会

理事会兼役員会 数回開催

5. 各種委員会

第 18 回研究大会準備委員会 4 回開催

資料 5

2009 年(平成 20)年度一般会計収支予算(案)

2009(平成 21)年 6 月 1 日～2010(平成 22)年 5 月 31 日

収入の部			支出の部		
	前年実績	予算案		前年実績	予算案
前年度繰越金	613,258	613,258	研究年報発行費	342,060	350,000
(含 支部繰越金)			印刷費	26,250	35,000
会員年会費	687,500	700,000	通信費	62,611	50,000
分科会会合費	2,500	-	広報活動費	27,720	70,000
雑収入	1,000	-	消耗品費	1,980	5,000
預貯金利息	297	-	会議会合費	3,000	20,000
			旅費交通費	13,760	20,000
			手数料	10,705	-
			雑費	450	5,000
			西日本支部活動	50,000	50,000
			東日本支部活動	50,000	50,000
			分科会	0	40,000
			研究大会補助	95,535	100,000
			予備費	519,262	518,258
合計	1,203,333	1,313,258	合計	1,203,333	1,313,258

(単位：円)

資料 6 日本国際秘書学会会則改正案

- 改正点: 1. 「事務局, 会員の種別, 会員の権利, 会員資格の喪失, 会員の解任, Web会議による議決」に関する規定の追加
 2. 「支部会及び分科会」に関する規定の追加
 3. 「除名」に関する規定の追加
 4. その他, 条項改正に伴う条項番号及び字句の整理

改正案	現 行
日本国際秘書学会会則改正案	日本国際秘書学会現行会則
<p>(事業)</p> <p>第3条 本会は, 前条の目的を達成するため, 次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎年, 全国大会の開催 2 支部会, 部会, 分科会の開催 3 研究年報その他刊行物の発行 4 内外の関連学会, その他の団体との連絡及び情報交換 5 その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業 	<p>(事業)</p> <p>第3条 本会は, 前条の目的を達成するため, 次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎年, 全国大会の開催 2 部会の開催 3 年報その他刊行物の発行 4 内外の関連学会, その他の団体との連絡および情報交換 5 その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
<p>(事務局) 新設</p> <p>第4条 本会の事務局を理事会が決定したところに置く。</p>	規定なし
<p>(会 員)</p> <p>第5条 本会の会員は, 第2条に掲げる目的に賛同し, その目的達成に関心を有する者とする。入会手続きは内規に定める。</p>	<p>(会 員)</p> <p>第4条 本会の会員は, 第2条に掲げる目的に賛同し, その目的達成に(強い)関心を有する者とする。()の語句削除</p>
<p>(会員の種別) 新設</p> <p>第6条 本会の会員は, 所定の手続きを経て入会した次の5種とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)正会員 秘書学及び秘書学関連専門領域の研究, 教育, 実践に従事する個人 (2)学生会員 秘書学及び秘書学関連専門領域に在籍する大学院生, またはそれに準ずる研究機関の学生 (3)グループ会員 秘書実務に従事する2名ないし3名のグループに属する者 (4)賛助会員 本会を賛助する法人 (5)名誉会員 本会に多大の貢献があった者で, 総会において名誉会員として認められた者 <p>(会員の権利)</p> <p>第7条 本会の会員は次の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)正会員 研究発表の機会が与えられる。その他の事業活動に参加できる。ニューズレター, 研究年報の配布を受けられる。総会において票決権を与えられる。役員の被選挙権を有する。 (2)学生会員 研究発表の機会が与えられる。 	

<p>その他の事業活動に参加できる。 ニューズレター, 研究年報の配布を受けられる。</p> <p>(3)グループ会員 研究発表の機会が与えられる。 グループで1票の表決権を与えられる。 その他の事業活動に参加できる。 ニューズレター, 研究年報1部の配布を受けられる</p> <p>(4)賛助会員 本会の事業活動に参加できる。 ニューズレター, 研究年報1部の配布を受けられる。</p> <p>(5)名誉会員 研究発表の機会が与えられる。 その他の事業活動に参加できる。 ニューズレター, 研究年報の配布を受けられる。 総会において票決権を与えられる。 役員の被選挙権を有する。 年会費を免除される。</p>	
<p>(入会)</p> <p>第8条 本会に加入を希望する者は, 本会の目的に賛同し, 所定の手続きを行い, 理事会の承認を得ることとする。</p> <p>2 入会手続きは内規に定める。</p>	<p>(入会)</p> <p>第5条 本会に加入を希望する者は, 本会で定める加入申込書に所定事項を記載し, 会員2名の推薦を添えて申し込まなければならない。</p> <p>2 入会の審査決定は, 理事会において行う。</p>
<p>(会費)</p> <p>第9条 会員は, 毎年6月30日までに, <u>また新入会員にあっては入会時に</u>, 会費を納入しなければならない。</p> <p>2 会費の額は, 理事会において決定し, 総会の議決を得て確定する。会費額は内規に記載する。</p>	<p>(会費)</p> <p>第6条 会員は, 毎年6月30日まで(新入会員は入会時)に所定の会費を納入しなければならない。</p> <p>2 会費の額は, 総会の承認を経て決定する。</p>
<p>(退会)</p> <p>第10条 退会を希望する会員は, 書面をもって, <u>理事会に申し出なければならない。</u></p> <p>2 削除</p>	<p>(退会)</p> <p>第7条 退会を希望する会員は, 書面をもって, 理事会に申出る。</p> <p>2 理事会は, 会員が引き続き3年間にわたり会費を滞納した場合には, 学会活動を継続する意思がないものとみなし, 退会させることができる。</p>
<p>(資格の喪失) 新設</p> <p>第11条 会員が第10条の退会手続きを終えたとき, 会員の資格を喪失する。</p> <p>2 以下の事由によって会員の資格を喪失する。</p> <p>(1)3年間継続して会費を滞納したとき</p> <p>(2)会員の死亡確認または失踪宣告があったとき</p> <p>(3)除名されたとき</p>	<p>規程なし</p>
<p>(除名)</p> <p>第12条 会員が以下に該当するときは, 理事会は総会の議決を受けてこれを除名することができる。除名の手続きは内規に定める。</p> <p>(1)本会の会員としての義務に違反したとき</p> <p>(2)本会の名誉を傷つける行為があったとき</p> <p>(3)本会の目的に反する行為をしたとき</p>	<p>(除名)</p> <p>第8条 会員が本会の体面を汚すような行為をしたときは, 理事会の議決によって除名することができる。</p>

<p>(役員)</p> <p>第13条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会長 1名</p> <p>(2)副会長 2名</p> <p>(3)常任理事 若干名</p> <p>(4)理事 10名以内</p> <p>(5)支部長 若干名</p> <p>(6)監事 2名</p> <p>2 会長及び副会長、常任理事は、理事の中から互選する。</p> <p>3 名誉職は、適宜、会長が推薦し、理事が承認する。</p> <p>5項は16条へ移行</p>	<p>(役員)</p> <p>第13条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会長 1名</p> <p>(2)副会長 2名</p> <p>(3)理事 10名以内</p> <p>(4)幹事 若干名</p> <p>(5)監事 2名</p> <p>2 会長および副会長は、理事の中から互選する。</p> <p>3 理事のうち、5名以内を常任理事とし、理事の中から互選する。</p> <p>4 上に掲げる役職以外に、会の活動、運営に多大な功績のあった者を名誉会長、名誉副会長、相談役、顧問などの名誉職に任じることができる。→内規へ移行</p> <p>5 前項の名誉職は、会長の要請により理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権はない。→16条へ移行</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第14条 理事および監事は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 理事及び監事の選任方法は、別に定める選挙管理規則による。</p> <p>3 支部長は各支部から推薦を受けた者を会長が委嘱する。</p> <p>4 支部長は原則として理事兼任とする。ただし常任理事との兼任を妨げない。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第10条 理事および監事は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 選任の方法については、別に定める選挙管理規則による。</p> <p>3 幹事は、研究活動を活性化するため、会員の中から適任者を会長が委嘱する。</p> <p>ただし、理事との兼任を妨げない。</p>
<p>(役員任期)</p> <p>第15条 理事及びその他役員の任期は就任3年以内に開催される最終の通常総会までの3年とし、再任を妨げない。ただし、原則として、引き続き6年を超えることはできない。</p> <p>2 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2項を削除</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第11条 理事およびその他役員の任期は就任3年以内に開催される最終の通常総会までの3年とし、重任を妨げない。ただし、原則として、引き続き6年を超えることはできない。</p> <p>2 名誉職を除き、理事およびその他の役員は、選任時において満70歳を超えない者とする。</p> <p>3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(役員職務)</p> <p>第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長から代行者を選任する。</p> <p>4 常任理事は、会長、副会長を補佐し、常務を処理する。</p> <p>5 理事は、会長の委嘱を受けて本会の運営について審議決定し、その執行に当たる。</p> <p>6 支部長は、本会の各支部をとりまとめ、研究活動の活性化を図る。</p> <p>7 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>8 名誉職は、会長の要請により理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を持たない。</p>	<p>(役員職務)</p> <p>第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長から代行者を選任する。</p> <p>4 常任理事は、常任理事会に参加し、常務を処理する。</p> <p>5 理事は、理事会に参加し、本会の運営について審議決定する。</p> <p>6 幹事は、本会の各部会または委員会をとりまとめ、会長の委嘱を受けて、研究活動の活性化を図る。</p> <p>7 監事は、本会の業務および会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p>

<p>(役員の解任) 新設</p> <p>第17条 役員は、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき、理事会はこれを解任できる。</p>	<p>規定なし</p>
<p>(議決機関)</p> <p>第19条 議決機関は、総会、理事会および常任理事会とする。</p>	<p>(議決機関)</p> <p>第13条 議決機関は、総会、理事会および常任理事会とする。</p>
<p>(総会)</p> <p>第20条 総会は、通常総会および臨時総会とする。総会の開催時期は理事会で定める。</p> <p>2～3項 省略</p> <p>4 通常総会は、原則として研究大会期間内に開催することとし、少なくとも開催期日の2か月前までに、日時、場所及び会議の目的事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。ただし、臨時総会開催の場合は少なくとも2週間前とする。</p> <p>5～7項 省略</p> <p>8 総会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席した理事1名が署名押印しなければならない。</p>	<p>(総会)</p> <p>第14条 総会は、通常総会および臨時総会とする。</p> <p>2 通常総会は、毎事業年度1回、会長が招集する。</p> <p>3 臨時総会は、随時、理事会がその必要を認めた時に、会長が招集する。</p> <p>4 通常総会は、原則として全国大会期間内に開催することとし、少なくとも開催期日の2ヵ月前までに、日時、場所および会議の目的事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。ただし、臨時総会開催の場合は少なくとも2週間前とする。</p> <p>5 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状による出席および議決権の行使を認めることができる。</p> <p>6 総会の議長は、会長が当る。会長に事故があるときは、副会長が代行する。</p> <p>7 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもってし、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>8 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出席した理事2名が署名押印しなければならない。</p>
<p>(総会の決議事項)</p> <p>第21条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 会則の改正、または廃止</p> <p>(2) 会費の改定</p> <p>(3) 年度事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 年度事業報告及び収支決算</p> <p>(5) 名誉職の授与</p> <p>(6) その他理事会において必要と認めた事項</p> <p>2 会則の改正、または廃止については、委任状を含めて会員の過半数が出席し、その3分の2以上の同意をもって議決する。</p>	<p>(総会の決議事項)</p> <p>第15条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会則の変更 ・ 会費の額 ・ 年度事業計画および収支予算 ・ 年度事業報告および収支決算 ・ その他理事会において必要と認めた事項 <p>2 会則の変更については、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の同意をもって議決する。</p>
<p>(理事会・常任理事会の構成)</p> <p>第22条 理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって、常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 理事会及び常任理事会の議長は、会長とする。</p>	<p>(理事会・常任理事会の構成)</p> <p>第16条 理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって、常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 理事会および常任理事会の議長は、会長とする。</p>
<p>(理事会の審議事項) の整理</p>	<p>第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければ</p>

<p>第23条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 会則及び内規の制定、改正、または廃止</p> <p>(2) 会員の入会、退会及び除名</p> <p>(3) 名誉会員の承認</p> <p>(4) 会費の改定</p> <p>(5) 理事会は、前年度末までに暫定事業計画並びに暫定予算を決定し、執行することができる。ただし、暫定事業計画並びに暫定予算は、当該年度の総会における追認を受けるものとする。</p> <p>(6) その他本会の運営上重要な事項</p> <p>2 理事会の議決は、出席者の過半数で行う。ただし、書面による出席、議決権の行使、Web会議による議決を有効とする。</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1) 規程の制定または改廃</p> <p>(2) 会員の入会および退会</p> <p>(3) その他本会の運営上重要な事項</p> <p>2 理事会の議決は、出席者の過半数で行う。ただし、書面による出席および議決権の行使を妨げない。</p>
<p>(常任理事会の職務)</p> <p>第24条 常任理事会は、会務の運営上必要な事項について審議する。</p> <p>2 常任理事会が、理事会から委ねられた事項を決定したときは、理事会の議決があったものとみなす。</p>	<p>(常任理事会の職務)</p> <p>第18条 常任理事会は、会務の運営上必要な事項について審議する。</p> <p>2 常任理事会が、理事会から委ねられた事項を決定したときは、理事会の議決があったものとみなす。</p>
<p>(支部会・部会・分科会)</p> <p>第25条 本会は、第3条に規定する事業の円滑な運営を図るため、必要と認められる支部会、部会及び分科会を置くことができる。</p> <p>2 支部会、部会または分科会の種類、構成及び運営など必要な事項は内規に定める。</p> <p>3 支部は東日本、西日本に置く。</p>	<p>(部会・委員会)</p> <p>第19条 本会は、第3条に規定する事業の円滑な運営を図るため、必要と認められる部会または委員会を置くことができる。</p> <p>2 部会および委員会の種類、構成および運営など必要な事項は別に定める。</p>
<p>(附則)</p> <p>1 この会則は1992年(平成4)6月1日より実施する。</p> <p>2 この会則は1995年(平成7)9月9日より実施する。</p> <p>3 この会則は2004年(平成16)4月1日より実施する。</p> <p>4 この会則は2009年(平成21)11月8日から実施する。</p>	<p>1 この会則は平成4年6月1日より実施する。</p> <p>2 この会則は平成7年9月9日より実施する。</p> <p>3 この会則は平成16年4月1日より実施する。</p> <p>4 この会則は平成16年4月1日より実施する。</p>

※改正された会則は、近日中にホームページに掲載いたします。

<編集後記> サプライムローン問題に発する経済危機が世界を襲って以来、中国、インドのようにいち早く回復基調へ修正できた国、まだ不況の尾を引きずっている欧米、日本と、まだらもようですが、3月の政府の月例経済報告では8カ月ぶりに景気の基調判断を上方修正しました。消費や設備投資などが着実に持ち直してきているとのことです。景気の先行指標とされる工作機械の新規受注が回復しつつあり、産業機械も輸出中心に好転し始めています。新卒採用は依然低調ですが、総合重工業メーカーの川崎重工では11年度採用を前年より63人多い440人にふやす予定と報道されました。新年度から徐々に回復が力強く認められるようになることを期待します。(兼子 記)

<新規会員のご推薦をお願い>

本会では、速いテンポでビジネスカルチャーが変化する中で、最新の研究、ビジネススタイル、オフィス文化を考える中で、秘書学にご関心のある方のご参加を歓迎します。四年制大学を卒業され、あるいは専門領域で研究業績をお持ちの方、あるいは一定の実務経験のある方の入会を受け付けておりますので、事務局までご照会ください。

2010年4月30日発行 日本国際秘書学会 本部事務局 〒277-0005 千葉県柏市柏 1225-6
 日本橋学館大学気付 電話 04-7167-8655 e-mail: jaiss@nihonbashi.ac.jp HP: http://www.jaiss.org/